

## 自由金利型定期預金規定(大口定期預金自動継続型)

変更後	変更前
<p><b>1. (預金契約の成立)</b> 当金庫は、お客様から当金庫所定の自動継続自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p><b>3. (利息)</b></p> <p>(1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日。以下3. (1)および(2)において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および表面記載の利率(継続後の預金については前記2. (2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗た利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間利払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。</p> <p>② 中間利払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期利払利息」といいます。)は満期日に支払います。</p> <p>(2) (略) (3) (略)</p> <p>(4) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。</p> <p>(5) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。</p> <p>A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率 - 約定利率 × 30%</p> <p>C. 約定利率 - <math display="block">\frac{(基準利率 - 約定利率) \times (約定日数 - 預入日数)}{預入日数}</math></p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入れるとした場合、その預入れの際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。</p> <p>② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。</p>	<p>(新設)</p> <p><b>2. (利息)</b></p> <p>(1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日。以下2. (1)および(2)において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および表面記載の利率(継続後の預金については前記1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗た利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間利払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。</p> <p>② 中間利払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期利払利息」といいます。)は満期日に支払います。</p> <p>(2) (略) (3) (略) (新設)</p> <p>(4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。</p> <p>A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率 - 約定利率 × 30%</p> <p>C. 約定利率 - <math display="block">\frac{(基準利率 - 約定利率) \times (約定日数 - 預入日数)}{預入日数}</math></p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入れるとした場合、その預入れの際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。</p> <p>② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。</p>

変更後	変更前
<p>位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した 利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれ か低い利率。</p> <p>A. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B. 約定利率－<math>\frac{(基準利率-約定利率) \times (約定日数-預入日数)}{預入日数}</math></p> <p>(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で 計算します。</p> <p><b>4. (規定の変更等)</b></p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その 他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条 の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後 の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、イン ターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周 知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過 した日から適用するものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」 が適用されるものとします。</p>	<p>A. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B. 約定利率－<math>\frac{(基準利率-約定利率) \times (約定日数-預入日数)}{預入日数}</math></p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で 計算します。</p> <p><b>3. (規定の変更等)</b></p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その 他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホー ムページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更で きるものとします。</p> <p>この預金には、本規定のほか、別に定める「定期預金共通規定」 が適用されるものとします。</p>